

県産農畜水産物応援消費推進業務に係る企画提案競技実施要領

1 目的

長引くコロナ禍や、昨今の資材・飼料価格高騰により経済的に厳しい状況にある養豚農家を支援するため、県民等に対し県産畜産物の応援消費の気運を醸成し、畜産物の消費及び販売の回復・拡大を図ることを目的とする。

2 委託料の上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務概要

別添「県産農畜水産物応援消費推進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

5 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査とする。

6 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所又は事業所を有する団体とする
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18条）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 県税の納税義務があるものにあつては、県税（個人事業税及び地方消費税を除く。）に未納がない者

7 企画提案競技実施の公告方式

宮崎県ホームページにより告知

8 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 実施公告 | 令和4年8月12日（金曜日） |
| (2) 企画提案参加申込期限 | 令和4年8月24日（水曜日） |
| (3) 質問書受付期限 | 令和4年8月26日（金曜日） |
| (4) 企画書等提出期限 | 令和4年9月1日（木曜日） |
| (5) 審査結果通知 | 令和4年9月8日（木曜日） |

9 企画提案競技の方法

(1) 企画提案競技参加申込み

- ①提出場所 本要領15の書類提出先まで
- ②申込期限 令和4年8月24日（水）
- ③申込方法 電子メールまたはFAX
- ④提出書類
 - ・企画競技参加申込書（様式第1号）
 - ・（共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第2号）
 - ・（代理人を選定した場合）委任状（様式第3号）

(2) 質問

- ①提出場所 本要領15の書類提出先まで
- ②提出期限 令和4年8月26日（金）
- ③提出方法 電子メールまたはFAXとする。また、質問書（様式第4号）を用いること。

(3) 企画書等の提出

以下①提出資料を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

①提出資料

- ・企画提案書
- ・見積書及び見積明細書
 - ※委託業務の積算内容が分かるようにし、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ・その他
 - 会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること。

②提出方法

- ア 提出場所 本要領15の書類提出先まで
- イ 提出期限 令和4年9月1日（木）正午まで（必着）
- ウ 提出方法 持参または送付

③作成に当たっての留意事項

- ア 応募する企画書は1案とし、提案に要する一切の費用は各社負担とする。

- イ 企画書のうち、企画提案書、見積書及び見積明細書、その他資料を6部提出すること。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
- エ 選定された企画提案書の内容については、選定された受託予定者と協議を行い、修正等が必要な箇所については、これを行い実施するものとする。
- オ 提出された企画提案書は一切返還しない。
- カ 審査経緯について問い合わせには一切応じない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

10 審査方法

提出された企画書について書類審査し、最も優れた提案を選定する。

なお、企画書の審査は、県職員で構成する審査委員会で行い、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

選考結果については、採択・不採択に関わらず、企画提案競技参加者に対し、書面により通知する。

11 契約の方法

採択された者と県は、別途内容を協議の上、契約を締結する。

なお、採択については、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。採択された者と県は、企画提案の内容に基づき、その事業内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約の手続を行う。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- ・参加する資格のない者、又は候補者決定までに上記6の参加資格を満たさなくなった者
- ・企画書に虚偽の記載をした者
- ・企画書が「県産農畜水産物応援消費推進業務仕様書」に適合しない場合、及び本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- ・2件以上の提案をした者
- ・所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- ・見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- ・その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

14 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。
また、制作物が他者の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2) 委託料の支払いの方法は、精算払とする。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

15 書類提出及び問合せ先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課 小仲、興梧

電話：0985-26-7141（畜産振興課直通）

FAX：0985-27-3030

電子メール：konaka-ruい@pref.miyazaki.lg.jp